

越前町告示第 28 号

特定建設工事共同企業体を契約の相手方とするため越前町建設工事共同企業体取扱要綱第 7 条（平成 17 年 2 月 1 日告示第 102 号）に基づき下記のとおり定めたので告示する。

令和 8 年 10 月 13 日

越前町長 高 田 浩 樹



- 1 工 事 名 令和 8 年度 越前町こどもの遊び場整備工事
- 2 工事場所 丹生郡越前町小曾原地係
- 3 予定工期 令和 9 年 10 月 29 日
- 4 設計金額 401,890,000 円

（消費税および地方消費税の額を除く。）

5 工事概要

鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建て 延床面積 3,372.33 m²

- | | |
|--------|-----|
| 建築工事 | 1 式 |
| 電気設備工事 | 1 式 |
| 機械設備工事 | 1 式 |
| 遊具工事 | 1 式 |

6 入札参加資格要件

越前町が予備指名した特定建設工事共同企業体構成員有資格者等で、次に掲げる条件を満たす 3 社（代表者 1 社、構成員 2 社）により構成される共同企業体とする。

- (1) 共同企業体の構成員の出資比率は、代表者を最大とし、最低限の者でも 20% 以上であること。
- (2) この工事に係る共同企業体で、共同企業体を構成する各構成員は関連のある者（親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合。または、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。）ではな

いこと。

(3) 共同企業体の構成員は、同一工事に係る他の企業体の構成員でないこと。

(4) 共同企業体の構成員は、建設業法第26条に規定する監理技術者または主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。なお、監理技術者または主任技術者は、3ヶ月以上の継続的な雇用関係が確認できる者とする。

(5) 代表構成員が次の基準を満たす監理技術者を配置し、その他の構成員は主任技術者を配置すること。主任技術者は、建設業法に基づく適正な技術者であること。

(ア) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者

(イ) 類似工事において、法第26条第2項に規定する監理技術者として担当した実績を有する者

7 資格審査の申請

資格審査を受けようとするものは、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 経営事項規模等総括表（様式第2号）

ウ 経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

エ 配置予定の現場代理人及び監理技術者等の資格、経歴、経験等（様式第3号）

オ 共同企業体協定書（様式第4号）

カ 委任状

※様式は、越前町ホームページから入手できます。

(2) 申請方法

ア 申請書等の提出方法

申請書等は郵送または持参により提出すること。ただし、郵送の場合は書留等配達記録の残る方法に限る。

※封筒の表面に「令和8年度 越前町こどもの遊び場整備工事入札参加資格審査申請書在中」と記入すること。

イ 提出先 916-0192

丹生郡越前町西田中第13号5番地1

越前町総務部門監理課

ウ 受付期限 令和8年10月22日（木）午後5時まで（必着）

エ 提出部数 5部（企業体控えを含む）

8 企業体に対する通知等

- (1) 共同企業体入札参加資格審査申請書を提出した者の資格の有無は、越前町建設工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱を準用して決定するものとする。
- (2) 入札参加資格を有すると決定されたものについては、指名競争入札参加通知書により当該共同企業体の代表者に対して行う。

9 資格の有効期間

この資格審査による入札参加資格は、令和8年度 越前町こどもの遊び場整備工事に係る入札についてのみ有効とし、当該工事を落札した共同企業体については当該工事が完了し共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体については当該工事に係る請負契約が締結された日に効力を失う。

10 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が8(2)の通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 1以上の構成員が地方自治法施行令第167条の4に規定する欠格事由に該当するに至ったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 1以上の構成員が指名停止等の措置を受けたとき。

11 入札参加資格の取消しの通知

10により入札参加資格者の入札参加資格が取り消されたときは、その旨を通知する。

12 その他

その他不明な点については下記担当課に照会すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書に関すること

越前町総務部門監理課 入札担当

電話 0778-34-8719 内線186

- (2) 工事の内容に関すること

越前町民生部門子ども未来課 施設整備担当

電話 0778-34-8725 内線232